

四万十町第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、四万十町第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画策定業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

四万十町第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画策定業務

(2) 業務内容

「四万十町第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画策定業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

(4) 委託料上限額

3, 894, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

※契約金額の限度額であり、本町がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 参加資格

プロポーザルへの参加資格者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 四万十町から指名除外措置を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (4) 四万十町暴力団排除条例（平成 22 年四万十町条例第 20 号）第 6 条に規定する措置の対象に該当しない者
- (5) 平成 28 年度以降に、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障害者計画及び障害者総合支援法第 88 条に基づく障害福祉計画の策定業務の受託実績を有する者
- (6) 個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適切な管理体制が確立されていること。

4 日程

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和8年5月28日(木)
質問書受付期間	令和8年5月28日(木)～6月4日(木)午後5時必着
質問回答	令和8年6月5日(金)
参加申込書・企画提案書受付期間	令和8年6月5日(金)～令和8年6月18日(木)午後5時必着
書類審査	令和8年6月下旬
選定結果通知	令和8年6月下旬
契約締結	令和8年6月下旬

5 参加申込書・企画提案書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

①参加申込に係る書類

- ア 参加申込書(様式1)
- イ 参加資格に係る業務実績書(様式2)
- ウ 個人情報保護・管理に関するマニュアル、ガイドライン等(任意様式)

②企画提案に係る書類

- ア 提案書(様式4)
- イ 会社概要(様式5)
- ウ 企画提案書(任意様式)

A4版、横書きとし、次の事項について記載すること。

- (ア) 計画策定の実施方針、ポイント
- (イ) 計画策定に係る提案内容(業務実施の概要・手順・手法)
- (ウ) 業務スケジュール及び実施体制

- エ 業務実績書(様式6)
- オ 計画策定業務の推進体制(様式7)
- カ 見積書及び内訳書(任意様式)
- キ 過去に策定を行った他市町村の計画書 1冊

(障害者計画及び障害福祉計画に限る。キのみ選定終了後、返却する。)

(2) 提出部数

- 前記(1)①ア、イ、ウ 各1部
- ②ア、イ、ウ、エ、オ、カ 各10部(正本1部、副本9部)、キ 1冊

(3) 提出期限

令和8年6月18日(木)午後5時

- (4) 提出先
四万十町役場 健康福祉課 障害福祉係（東庁舎1階）
〒786-8501
高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号
- (5) 提出方法
直接持参又は追跡サービス対応の郵送（提出期限必着）

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、以下の方法によるものとする。

- (1) 提出書類
質問書（様式3）
- (2) 提出期間
令和8年5月28日（木）から令和8年6月4日（木）午後5時必着
- (3) 提出先
四万十町役場 健康福祉課 障害福祉係
電子メールアドレス 106020@town.shimanto.lg.jp
- (4) 提出方法
電子メールにより提出すること。口頭での質問応答は行わない。
①件名に「四万十町第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画策定業務
公募型プロポーザル」と記載すること。
②メール送信後、必ず送信した旨の電話連絡をすること。
- (5) 回答方法
質疑の内容及び回答は、令和8年6月5日（金）までに町ホームページにて掲載するものとする。

7 選定方法

参加資格を満たしている提案者の企画提案書について、本町職員による選定委員会において書類審査を行い、最も評価が高かった者を受託候補者として選定する。

8 選定結果の通知

選定結果は、令和8年6月下旬に書面にて通知する。

※ 審査結果の詳細、相対的評価及び他者の提案内容等については公表しない。

9 契約

受託候補者と業務内容等について協議調整等を行い、随意契約により委託契約を締結する。
契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

10 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類の変更は、原則として認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない

11 担当部署

四万十町役場 健康福祉課 障害福祉係 [担当：小島]

〒786-8501

高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

電話 0880-22-3115

ファックス 0880-22-3725

電子メールアドレス 106020@town.shimanto.lg.jp

12 四万十町第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画策定業務
公募型プロポーザル審査・評価基準

区分	審査・評価項目		審査・評価の視点		配点等	
第1次審査(参加資格審査)	参加資格	平成28年度以降に、障害者計画及び障害福祉計画策定業務の受託実績を有する者	(様式2) 平成28年度以降に、障害者計画及び障害福祉計画策定業務の受託実績を有している。		資格要件	
		個人情報の適切な管理体制が確立されていること	(任意様式等) 個人情報の適切な管理体制が確立されている。		資格要件	
第2次審査(企画提案書審査)	提案事業者の実績・信頼性		(様式5等) 経営状況や組織体制等が、本業務を実施するにあたり適当か。		10	20
			(様式6等) 障害者計画及び障害福祉計画策定業務の十分な実績があり、円滑な業務の遂行が可能か。		10	
	計画策定に係る提案内容		(企画提案書等) 国・県の動向及び基本指針を踏まえた内容であるか。		10	40
			(企画提案書等) 計画策定の実施方針やポイント等が明確で説得力があり、本業務に対する取組意欲が感じられるか。		10	
			(企画提案書等) 仕様書記載の業務委託内容がすべて提案されているか。		10	
			(企画提案書等) 業務項目、業務実施方法が明確であり、現実的で適正な内容であるか。		10	
	業務スケジュール及び実施体制		(企画提案書等) 業務実施手順、全体のスケジュールが適当か。		10	30
			(企画提案書等) 計画策定委員会や打ち合わせ等に随時参加することができ、担当係と連携及び情報交換等がスムーズにでき、担当係の意向が反映できるか。		10	
			(様式7等) 責任者、担当者が業務内容に関する専門知識・実績等を有し、業務の推進体制が整っているか。		10	
	見積金額		(見積書等) 見積金額は、業務委託料の予算額以内であり、企画提案内容を勘案して妥当であるか。		10	10
		(見積書) 見積金額を点数化		50	50	